

票、山下裕議員 1 票、徳久研二議員 1 票、以上のとおりであります。

すなわち、藤田伸也議員と小松進議員の得票が最多得票で同数となり、しかもその得票数はこの選挙の法定得票数 3 票を超えております。

よって地方自治法第 118 条の規定により準用する公職選挙法第 95 条の規定によって当選者はくじで決定することになりました。

くじの手續について、申し上げます。くじは 2 回引いていただきます。1 回目はくじを引く順番を決めるため、2 回目はその順序に基づいてくじを引き、当選者を決定するものであります。以上御了承願います。

藤田伸也議員、小松進議員、御登壇願います。

(議員登壇)

○吉川孝勇議長　まず、くじを引く順序を決めるくじを引いてください。

(抽選)

○吉川孝勇議長　くじを引く順序が決定いたしましたので、御報告いたします。先に小松進議員、次に藤田伸也議員の順にくじを引くことになりました。

続いて、ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。赤い印のくじを当選といたします。小松進議員、くじを引いてください。

(抽選)

○吉川孝勇議長　くじの結果を報告いたします。

小松進議員が当選のくじを引かれました。よって小松進議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小松進議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。小松進議員、あなたは副議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いをいたします。

副議長　小松進議員。

○小松進議員　ただいま御推薦いただきました、小松です。副議長ということで 2 年間務めさせていただきます。

皆様のお力を借りて努力させていただきますのでよろしく願います。

○吉川孝勇議長　暫時休憩いたします。

休憩　午前 10 時 43 分

再開　午前 10 時 46 分

○吉川孝勇議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、報告第 14 号「専決処分の報告について」を議題といたします。ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長　報告第 14 号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行い

ましたので、同条第2項の規定により報告を行うものであります。

その内容は、平成28年6月3日に、土居小学校が借地している畑において、失火による物損事故に伴う、和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は32万6,160円で、損害賠償の相手方は議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日午前11時頃、安芸市土居687番地4の相手方から借り受けをしている畑において、同校臨時技能員が除草作業に火気を用いた際に、消火の確認が不十分で失火を招き、敷地内の相手方が所有する生け垣及び水栓柱を損傷させたものであります。この事故に伴います過失割合は、市側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分をしたものであります。

この事故により、相手方及び近隣住民の皆様多大な御迷惑をおかけしたことに對し、心からおわび申し上げますとともに、再びこのような事故を繰り返さないよう、職員への指導を徹底してまいります。

以上で専決処分の報告といたします。

○吉川孝勇議長 日程第4、報告第15号「健全化判断比率の報告について」及び報告第16号「資金不足比率の報告について」の2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら2件について、報告を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 報告第15号「健全化判断比率の報告について」及び報告第16号「資金不足比率の報告について」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、監査委員からの意見を付して報告するものでございます。

まず、報告第15号の健全化判断比率の報告につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、赤字は生じておりません。

実質公債費比率は、平成25年度から平成27年度までの3カ年平均で、10.4%と、市債発行の抑制や繰上償還の実施により、昨年度より2.4ポイント改善されております。将来負担比率は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率で、平成27年度決算においては、50.7%となっており、昨年度から23.0ポイント改善されております。

なお、実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準を下回っております。

次に、報告第16号資金不足比率の報告につきましては、公営企業会計ごとに資金不足の比率を報告するもので、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、住宅団地整備事業特別会計、水道事業会計の4会計とも資金不足は生じておりません。

以上で報告といたします。

○吉川孝勇議長 日程第5、議案第96号「教育委員会委員選任について同意を求める件」から議案第118号「平成27年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの23件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら23件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 議案第 96 号「教育委員会委員選任について同意を求める件」につきましては、現在、教育委員として当市の教育行政の振興に努められております、山村泰秋氏及び釣井民子氏の任期が本年 10 月 3 日に満了するため、山村泰秋氏の再選任と、釣井民子氏の後任として貞廣佳子氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会に同意をお願いするものであります。

両氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、教育委員の任期は 4 年となっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 4 条の規定に基づいて、教育行政の継続性・安定性を確保する観点から、4 年の任期である委員が、異なる年に交代するようにするため、山村泰秋氏の任期を 2 年としております。これにより、4 人の教育委員の任期が重なることなく、毎年 1 人ずつ任期満了を迎えるようになります。

続きまして、議案第 97 号「安芸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、現行の条例を改正するものでございます。

改正の要旨としましては、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所について、1 点目として、建築基準法施行令の改正に伴う避難階段等の構造に関する規定の改正で、火災時に生ずる煙が、階段室に流入することを防止するための構造について規定するものでございます。

2 点目として、職員配置に係る特例の追加で、配置する保育士の数の算定について、小学校教諭等の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようにするもの等でございます。

なお、現在市内には、該当する事業所はございません。

次に議案第 98 号「高知県市町村総合事務組合規約の変更について」につきましては、高知県自治会館の移転に伴い、同会館内に事務所を構える高知県市町村総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案第 99 号「権利の放棄に関する件」につきましては、未払いの市民会館使用料等の債権回収が困難となったため、その債権を放棄するため地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものであります。相手方は、議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

放棄する権利につきましては、平成 20 年 1 月 14 日及び 2 月 17 日に使用した安芸市民会館使用料の未払い金 22 万 8,086 円及びこれに係る延滞金等の債権でございます。

市は、同未収金の回収に向け、再三にわたり催告を行い、債権回収に努めてきましたが、平成 27 年 6 月 19 日に債務者が死亡し、相続人も相続放棄したことにより、当該使用料等に係る債務履行義務を負うものが存在しなくなり、今後の債権回収が不可能となったことから、当該権利を放棄するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第 100 号「平成 27 年度安芸市水道事業会計利益剰余金の処分について」は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、処分内容は、未処分利益剰余金 1 億 62 万 6,404 円のうち、1,552 万 3,652 円を建設改良積立金に積み立てし、8,510 万 2,752 円を資本金へ組み入れするものであります。

以上で、提案しました案件の説明とします。

予算案件及び決算認定の案件につきましては、担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○吉川孝勇議長 企画調整課長。

○野川哲男企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 101 号「平成 28 年度安芸市一般会計補正予算（第 2 号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算の規模は、3 億 736 万 6,000 円の追加であります。その所要一般財源は、繰越金を計上しております。

それでは、主な歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき、御説明をいたします。事業別補正予算概要の 1 ページを御覧ください。

2 款、総務費の 1 項 6 目、財産管理費につきましては、主なものとして、日ノ出町コンクリート塀解体工事の流用補填でございます。

6 月 20 日の降雨により、日ノ出町市有地のコンクリート塀が市道側に倒壊したことから、既決予算を流用して対応しており、今回その補填を行うものでございます。

次に、14 目、津波避難対策推進事業（避難路整備）につきましては、下山浜ノ東地区他 2 地区の津波避難路整備工事設計委託料の計上でございます。地元から追加要望のありました 3 路線につきまして、今回設計委託料を計上するものでございます。

なお、この財源には、緊急防災・減災事業債を充当しており、その 70%が後年度の普通交付税で措置されることとなります。

防災安全交付金事業・市街地整備（避難路整備）につきましては、赤野叶岡地区及び下山ホンダプリモ北側の避難路整備工事費の追加計上でございます。

両地区の避難路整備工事につきましては、繰越予算を計上しておりますが、7 月の積算単価の改定等により、工事費に不足が見込まれることから、今回、追加計上するものでございます。

次に、15 目の結婚新生活支援事業につきましては、新婚生活への支援策といたしまして、世帯所得が 300 万円未満の新婚世帯を対象に、住居費や引っ越し費用に対して最大 18 万円を補助するものでございます。なお、この財源には、県補助金 4 分の 3 を充当しております。

3 款、民生費の 1 項 1 目の国民健康保険事業特別会計繰出金及び 5 目の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、ともに番号制度対応システム改修委託料の増額に伴う繰出金の追加計上でございます。

次に、2 項 4 目の病児・病後児保育事業につきましては、尾木病院ベビーキッズへ委託し

ております病児・病後児保育委託料の追加計上でございます。

4款、衛生費の3項1目の水道事業繰出金につきましては、主なものとして、消火栓設置工事費の追加による繰出金の追加計上でございます。

消防団から設置要望のあった消火栓5カ所の設置工事費を水道事業会計へ追加計上することに伴い、水道事業会計への繰出金を追加するものでございます。

6款、農林水産業費の1項3目の競争力強化生産総合対策事業につきましては、安芸集出荷場のピーマン自動包装ライン増設補助金の計上でございます。

現在、1台の袋詰め包装機を共同利用する出荷体制をとっておりますが、近年の環境制御技術の普及や規模拡大等により、ピーマン出荷量の増量が見込まれており、現在の体制では処理しきれなくなることから、今回、袋詰め包装機を1台増設するもので、財源として、全額、県費を充当しております。

新規就農サポートハウス整備事業につきましては、主なものとして、サポートハウス整備後の残地を駐車場として整備するもので、その工事費等の計上でございます。

次に、3項2目の遊漁等振興事業につきましては、遊漁船へのエンジンリースほか補助金の計上でございます。

遊漁の集客増を図るため、遊漁船業の設備投資を支援するもので、今回、新たに補助事業が創設され、県補助金のめどが立ったことから、事業主体である漁協へ、市の継ぎ足し分を含めた補助金を計上するものでございます。

次に、3目の漁港建設事務費につきましては、平成26年に被災した穴内漁港海岸の一部、約200平方メートルの舗装工事費の計上でございます。

7款、商工費の1項2目の商工振興事業費につきましては、主なものとして、宝永町第二大型共同作業場の受変電設備等改修工事費の補填でございます。

同作業場につきましては、本年7月より事業者が操業を開始し、ウェディングドレスの他、鞆などの革製品の生産を行っており、現在、従業員10名のうち、6名が本市在住でございます。施設の利用に際しまして、受変電設備や空調設備等の改修工事費を流用して対応しており、今回、その補填を行うものでございます。

住宅リフォーム助成事業につきましては、6月補正予算で計上いたしました、住宅等リフォーム工事費補助金の追加計上でございます。

現在、14件の補助を決定しておりますが、依然、補助申請の問い合わせ等があることから、今回追加するものでございます。

次に、3目の観光事業費につきましては、ボランティアガイドの会への補助金の追加計上でございます。来年の3月から開催予定の「志国高知 幕末維新博」に向け、ガイド養成や、必要な備品等の購入費用に対する補助金の計上で、この財源として、全額、県費を充当しております。

はたやま憩の家管理運営事業につきましては、畑山温泉等への水道水を供給する取水ポンプが老朽化により、たびたび故障し、断水が発生していることから、今回、ポンプの取替工事費を計

上するものでございます。

8 款、土木費の 2 項 2 目の道路維持費につきましては、主なものとして、降雨による崩土除去等、災害対応のための委託料の流用補填でございます。

3 目の道路新設改良事業につきましては、当初、改良工事として計上しておりました市道ウリジリ線が、5 月の降雨により路側が被災し、単独災害復旧工事として行うこととしたことから、当該改良工事費を減額するものでございます。

防災安全交付金事業・道路（道路老朽化対策）から、2 ページの 4 目、防災安全交付金事業・道路（橋梁老朽化対策）につきましては、交付金の割当額の確定に伴い、交付金事業間の事業費調整を行うものでございます。

次に、3 項 1 目の小河川整備事業につきましては、主なものとして、砺石谷川河川維持修繕工事費等の流用補填及び土砂浚渫等委託料の追加計上でございます。

次に、4 項 2 目の自然公園維持管理費につきましては、主なものとして、内原野公園トイレ整備及び園内舗装工事費の追加計上でございます。

内原野公園利用者の利便性の向上と、安全対策を図るため、延寿亭周辺へのトイレ整備及び弁天池北側の遊歩道整備を行うもので、財源対策として、県補助金のめどが立ったことから、今回、補正計上するものでございます。

次に、5 項 1 目の住宅管理費につきましては、主なものとして、安芸東団地揚水ポンプ取替工事費の追加計上でございます。

同ポンプにつきましては、2 台を交互運転しており、当初予算で、2 台のうち故障中であった 1 台分を計上しておりましたが、8 月に残る 1 台も不具合が生じたことから、既決予算を流用して、緊急的に 2 台のポンプ取りかえ工事を実施しており、今回、その流用補填を行うものでございます。

10 款、教育費の 1 項 3 目の育英事業費につきましては、8 月に受けた指定寄附を財源として、学校図書館用図書の購入費を追加計上するものでございます。

次に、4 目のスクールカウンセラー配置事業につきましては、主なものとして、スクールカウンセラーの増員による報償費の追加計上でございます。

発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒が増加していることから、1 名を新たに配置し、相談体制の強化を図るものでございます。

次に、4 項 1 目、文化財保存事業につきましては、主なものとして、五藤家安芸屋敷内の建具等、修繕料の追加計上でございます。

平成 26 年に寄贈を受けた五藤家安芸屋敷の利活用に支障となる雨戸や畳、襖の修繕を実施するもので、県補助金のめどが立ったことから、今回、補正計上するものでございます。

次に、2 目の 公民館管理運営費につきましては、主なものとして、本町コミュニティセンターのシロアリ駆除や伊尾木公民館浄化槽ポンプ修繕料の追加計上でございます。

次に、6 目の歴史民俗資料館管理運営費につきましては、主なものとして、「志国高知 幕末維

新博」に向け、備品購入費を追加計上するものでございます。

現在、歴史民俗資料館にある展示用ケースには気密性がなく、貴重な史料等の展示が制限されることから、今回県の補助金を活用して、高气密性の展示用ガラスケース4台を購入し、施設の機能強化を図るものでございます。

11款、災害復旧費の3項1目、公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）及び3目の公共土木施設単独災害復旧費（道路）、（河川）につきましては、7月までの豪雨災害に対する災害復旧費の計上でございます。

補助災害復旧費として、安明寺古井線ほか3件を、単独災害復旧費として、安明寺古井線の測量設計委託料や、ウリジリ線ほか11件の復旧工事費を計上しております。

次に、第2表、地方債補正につきまして、御説明いたします。補正予算書の7ページを、お開き願います。

地方債の追加といたしまして、先ほど御説明いたしました事業費変更に伴い、公園施設整備につきまして、500万円を限度として追加するものでございます。

次に、地方債の変更といたしまして、総務管理から現年発生単独災害復旧までの8件について、発行限度額の変更を行うもので、合わせて9,370万円の増額を行うものでございます。

以上で、一般会計の補正につきまして、説明を終わらせていただきます。

続きまして、8ページをお開き願います。

議案第102号「平成28年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、213万3,000円の追加でございます。

主な内容は、番号制度対応システム改修委託料の追加と、9月1日より実施されております「高知家健康パスポート事業」に合わせて、受診勧奨や健康づくりにつながる市独自のインセンティブ事業の追加計上でございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

議案第103号「平成28年度安芸市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明をいたします。

補正予算の規模は、160万円の追加でございます。

主な内容は、伊尾木墓地公園園内道路舗装工事費の計上でございます。

同公園南側区画へ至る急勾配の園内道路について、利用者の安全確保のため、滑り止め舗装及び手すり設置工事費を計上するものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

議案第104号「平成28年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、611万4,000円の追加でございます。

主な内容は、番号制度対応システム改修委託料の追加計上でございます。

続きまして、15 ページをお開き願います。

議案第 105 号「平成 28 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、御説明をいたします。

補正予算の規模は、256 万 2,000 円の追加でございます。

主な内容は、新たな住宅団地の整備に向けた住宅需要アンケート調査委託料の計上でございます。以上で、補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算認定の案件につきまして、御説明を申し上げます。

提案をいたしました決算認定につきましては、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見を、お手元の方に配布させていただいております。なお、決算書の中に実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書を記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第 107 号「平成 27 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明を申し上げます。決算書の 6 ページをお開き願います。

まず、歳入につきましては、予算現額 161 億 8,377 万円に対しまして、収入済額は、141 億 2,614 万 9,633 円となっております。

10 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 138 億 408 万 8,550 円となっております。

12 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、3 億 2,206 万 1,083 円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が、1 億 3,538 万 8,000 円ありますので、翌年度への繰越額は、1 億 8,667 万 3,083 円となっております。

16 ページ以降の事項別明細書につきましては、別途審査が行われると思っておりますので、説明を省略させていただきます。御了承をお願いいたします。

以降、特別会計分につきましても同様といたしますので、御了承をお願いいたします。

次に、議案第 108 号「平成 27 年度安芸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明をいたします。

216 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 44 億 6,314 万 3,000 円に対しまして、収入済額は、37 億 9,474 万 2,092 円となっております。

220 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 43 億 1,401 万 2,346 円となっております。

222 ページをお開き願います。

歳入歳出差引額は、5 億 1,927 万 254 円の不足となり、翌年度歳入から繰上充用をいたしました。

次に、議案第 109 号「平成 27 年度安芸市元気バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

258 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 3,424 万 7,000 円に対しまして、収入済額は 3,329 万 179 円となっております。

260 ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額 3,329 万 179 円となっております。

262 ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 110 号「平成 27 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

276 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 346 万 3,000 円に対しまして、収入済額は 1,819 万 6,850 円となっております。

278 ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額 345 万 6,501 円となっております。

280 ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、1,474 万 349 円で、全額、翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第 111 号「平成 27 年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

292 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 6 億 3,392 万 4,000 円に対しまして、収入済額は 5 億 5,484 万 372 円となっております。

294 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 5 億 5,475 万 7,372 円となっております。

296 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、8 万 3,000 円で、全額翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第 112 号「平成 27 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。316 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 6 億 6,388 万 3,000 円に対しまして、収入済額は、6 億 6,388 万 1,911 円となっております。

318 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 6 億 6,388 万 1,911 円となっております。

320 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 113 号「平成 27 年度安芸市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。

332 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 5,831 万 4,000 円に対しまして、収入済額は、5,788 万 3,496 円となっております。

334 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 5,788 万 3,496 円となっております。

336 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 114 号「平成 27 年度安芸市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明をいたします。352 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 273 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 239 万 7,354 円となっております。

354 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 239 万 7,354 円となっております。

356 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円となっております。

次に、議案第 115 号「平成 27 年度安芸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。366 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 21 億 9,932 万 8,000 円に対しまして、収入済額は 22 億 284 万 3,344 円となっております。

368 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 21 億 7,812 万 4,778 円となっております。

370 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、2,471 万 8,566 円で、全額翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第 116 号「平成 27 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明をいたします。

410 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 2,661 万 8,000 円に対しまして、収入済額は 6,440 万 161 円となっております。

412 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 2,585 万 1,076 円となっております。

414 ページをお開き願います。

歳入歳出差引額は、3,854 万 9,085 円で、全額翌年度へ繰り越しております。

次に、議案第 117 号「平成 27 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして御説明いたします。424 ページをお開き願います。

歳入につきましては、予算現額 2 億 7,188 万 7,000 円に対しまして、収入済額は 2 億 7,105 万 3,566 円となっております。

426 ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額 2 億 6,983 万 3,866 円となっております。

428 ページをお開き願います。

歳入歳出差引残額は、121 万 9,700 円で、全額翌年度へ繰り越しております。

次に、財政指標を簡単に御説明をいたします。財政力指数は 0.279 で、前年度から 0.004 ポイント改善されております。経常収支比率は、地方消費税交付金の増など分母となる経常一般財源の増や、繰上償還による公債費の減等分子側の減により、対前年度 2.8 ポイント減の 81.0%となっております。財政健全化法に基づく 4 つの指標につきましては、先ほど副市長が御報告申し上げたとおりでございます。

今後におきましても、実質公債費比率や将来負担比率については、着実に減少していく見込みではございますが、一方で、南海地震への対応や大型事業などにより、市債発行額は増加傾向にあり、また、地方交付税が減少することも予想されており、歳入歳出一体となった行財政改革を継続実施していかなければならないと考えております。

以上で、決算認定案件 11 件につきまして、御説明を終わります。

御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○吉川孝勇議長 上下水道課長。

○五百蔵優吉上下水道課長 議案第 106 号及び議案第 118 号につきまして、御説明いたします。

まず、議案第 106 号「平成 28 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 1 号）」につきましては、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の項目につきまして、追加及び減額補正するものでございます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 2 条、収益的収入及び支出は、収入科目、第 1 款、水道事業収益の既決予定額 3 億 1,568 万 6,000 円から補正予定額 35 万 8,000 円を減額して 3 億 1,532 万 8,000 円とし、支出科目、第 2 款、水道事業費用の既決予定額 2 億 5,740 万 1,000 円から補正予定額 63 万 1,000 円を減額して 2 億 5,677 万円とするものでございます。

補正予定額につきましては、27 年度簡易水道事業の企業債利率が予算計上時の見込み利率より低かったことに伴い、収入科目、営業外収益の他会計補助金と支出科目、営業外費用の企業債利息を減額するものでございます。

次に、2 ページをお開き願います。

第 3 条、資本的収入及び支出は、収入科目、第 3 款、資本的収入の既決予定額 3 億 8,518 万 1,000 円に補正予定額 300 万円を追加して 3 億 8,818 万 1,000 円とし、支出科目、第 4 款、資本的支出の既決予定額 5 億 1,379 万 6,000 円に補正予定額 546 万 3,000 円を追加して 5 億 1,925 万 9,000 円とし、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,107 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 760 万 5,000 円及び当年度消費税資本的収支調整額 2,347 万 3,000 円で補填する。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでござ

います。

補正予算額の主なものとしましては、早期設置が望まれている消火栓の設置につきまして、関係機関や地元との調整が整ったことから、収入科目の他会計補助金、支出科目の建設改良費を追加するものでございます。

また、支出科目で井ノ口簡易水道統合整備に係る委託費を追加しており、当初に計画していた送水管布設延長の短縮が可能となる県道中インター線への布設協議が整ったことから、計画変更に係る委託費を追加するものでございます。

以下3ページから補正予算に関します説明資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第118号「平成27年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、御説明いたします。

決算書の2ページをお開き願います。

まず、水道事業の概況について、御説明いたします。

給水件数は8,589件で、対前年度52件の減となっております。年間給水量は、上水道で1,666キロ立方メートル、簡易水道で372キロ立方メートルの計2,038キロ立方メートルでございます。

対前年度23キロ立方メートル、率にしまして1.1%の減となっております。

4ページをお開き願います。

建設工事は、上水道・簡易水道合わせて12件実施しており、赤野地区、井ノ口地区の簡易水道統合整備事業を中心に、実施しております。

8ページ、9ページをお開き願います。

平成27年度予算第3条に定めました収益的収入及び支出につきまして、収入の部、第1款、事業収益は、予算額3億1,746万9,000円に対しまして、決算額3億591万6,612円となっております。

次に、支出の部、第1款、事業費用は、予算額2億7,726万1,000円に対しまして、決算額2億5,363万4,382円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。

平成27年度第4条に定めました資本的収入及び支出につきまして、収入の部、第1款、資本的収入は、予算額1億7,656万3,000円に対しまして、決算額1億7,637万8,544円となっております。

次に、支出の部、第1款、資本的支出は、予算額3億567万7,000円に対しまして、決算額2億6,489万5,466円となっております。

翌年度繰越額3,040万4,000円につきましては、土居地区配水管改良工事を繰り越したものでございます。

なお、この工事につきましては、5月に完了しております。

次に、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,851万6,922円は、減債積立金5,892

万 1,346 円、過年度損益勘定留保資金 977 万 4,236 円、当年度消費税資本的収支調整額 1,982 万 1,340 円で補填しております。

12 ページ、13 ページをお開き願います。

収益は、営業収益 2 億 5,601 万 455 円と営業外収益 2,945 万 4,323 円を合わせました 2 億 8,546 万 4,778 円、これに対しまして、費用は、営業費用 2 億 2,768 万 6,720 円と営業外費用 1,197 万 7,904 円及び特別損失 409 万 5,096 円を合わせました、2 億 4,375 万 9,720 円となっており、当年度純利益は 4,170 万 5,058 円の黒字となっております。

以下決算に関します資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上簡単ではありますが、御説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議の上適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○吉川孝勇議長　この際、議員各位に御連絡いたします。

一般質問の通告期限は、本日午後 5 時となっております。一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

16 日、午前 10 時再開といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会　午後 0 時 7 分